平成２８年（フ）第５０号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目１番17号　Ｎ－ＯＮＥ　３－東号、前住所愛媛県四国中央市下柏町９番地３
債務者　堤　　真紀
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２２号
高知県宿毛市平田町黒川4301番地　野島晴郎方、住民票上の住所高知県宿毛市和田92番地３
債務者　有田　佳代
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１５５号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年223番地16
債務者　中熊　健二
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４号
宮崎県小林市水流迫648番地76　コーポ高野102号
債務者　秋山　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県姶良市加治木町木田1171番地18
債務者　伊敷　弘幸
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
鹿児島県姶良市加治木町木田1171番地18
債務者　伊敷　孝子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　６－601号
債務者　谷口美津子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　６－601号
債務者　谷口　貴子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
神戸市西区伊川谷町有瀬131番地の１　２－603号
債務者　長野　秀一
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
兵庫県明石市東野町1918番地の３　富士荘
債務者　松本　　治
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
兵庫県明石市沢野２丁目２番10号　偕楽荘
債務者　牧　　幹雄
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
神戸市西区押部谷町福住606番地の５　アバニティ神戸ウエスト108号
債務者　冨永加奈子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
富山市辰尾205番地　市営住宅329号
債務者　田保　礼子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
富山市二口町１丁目７番地７
債務者　玉川　智康
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
富山市**蓮**町１丁目12番４－404号　**蓮**町県営住宅４号棟
債務者　髙島　早織
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
富山市山室荒屋237、住民票上の住所富山市流杉５番地24
債務者　高木　　武
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　富山地方裁判所民事部